

平成 26 年度 第 2 回葛飾区消費者教育地域連絡会議（概要）

日 時：平成 27 年 1 月 23 日（金）午前 10 時～正午

場 所：ウィメンズパル 3 階 消費者学習室

出席者：島田会長、染谷委員、藤田委員、谷茂岡委員（五十音順）

1 開会

【1】審議事項 葛飾区消費者教育の体系について

甘利消費生活センター所長より提案説明

(1) 「葛飾区消費者教育体系化」作成スケジュールの提案

平成 28 年 3 月末までに完了する。

平成 27 年度葛飾区消費生活対策審議会及び消費者教育地域連絡会議開催予定説明

(2) 葛飾区における消費者教育の取り組みについて

葛飾区基本計画の計画事業の中で示されている。

(3) 消費者教育の体系化の必要性について

① 消費者教育基本法第三条第 3 項で「基本理念」として「消費者教育は、幼児期から高齢者までの各段階に応じて体系的に行われ、年齢、障害の有無、その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならない」と示されている。

② 消費者庁は、「各ライフステージでの体系的な実施において消費者教育の意義や目標を理解できるよう対象領域ごと、発達段階ごとの学習目標を整理し、全体像を明示し、『見える化』を図る」と示している。

③ 東京都は、消費者教育推進計画、消費者教育アクションプログラムを策定した。

④ 葛飾区は、東京都消費者教育モデル区として、葛飾区独自の消費者教育の推進を図るため、「消費者教育の体系化」について、消費生活対策審議会及び消費者教育地域連絡会議で議論し策定する。

(4) 消費者教育の体系化の考え方

自立した「消費者市民社会」を形成するため、消費者教育体系シートを作成し、区民のライフスタイルに沿った消費者教育事業の展開を図り、消費者教育の体系化を明確にする必要がある。

(5) 消費者教育の理念と目標について

① 理念の設定

葛飾区基本計画の計画事業に基づき設定した。

② 目標の設定

消費者基本法第七条及び消費者教育の推進に関する法律第二条第2項に基づき設定した。

(6) 消費者の権利と体系化の軸の設定

① 消費者の8つの権利（消費者基本法第二条（基本理念））を基本に体系化の軸を設定

② 国は、「安全」・「契約・取引」・「情報」・「環境」の4つに分類している。

③ 本区は、5つの分類にする。

国の4つの分類のほか消費者の権利の「消費者の意見の反映」「教育の機会の確保」「基本的受容の充足」を反映した「消費基本行動」を含む5つに分類した。

(7) 体系化の軸と消費者の権利と学習目標の説明

(8) 消費者教育体系シートは体系軸を共通して設定し、ライフステージの分類と行動目標を設定して作成する。

【意見交換】

(1) 国及び都の体系化の軸は、消費者権利を基本としていない。

(2) 国の4つの分類にも消費者の権利について示していない。

(3) 消費者権利の「基本的需要の充足」は発展途上国用に作られたものである。しかもこれは消費者施策ではない。

(4) 消費者庁が作成する消費者の権利は6つ。

(5) 体系化を策定するにあたり、消費者大学連続講座で様々な専門の方から意見を聞いて、学ぶことも大事である。

(6) 高齢者の消費者教育は本人及び周囲の方への教育が必要である。

(7) 幼児から小中学生を対象にした消費者教育は大切である。（高校は東京都が所管なので調整が難しい）

(8) 消費生活連続講座と消費者大学連続講座については、テーマや内容の工夫が必要である。

- (9) 地域連絡会議での議論を審議会に持ち上げて、体系化を策定する。
- (10) 今までの消費者事業の実績と新たなアイデアを出して体系化を検討していく。
- (11) 空き店舗を活用して消費者教育事業の展開を図りたい。
- (12) 現在の学校教育は学習指導要領に基づいて授業を進めているため、消費者教育授業の時間が少ない状況である。
- (13) 学校での消費者教育は基本的に学校で実施してもらうことが目標である。
- (14) まず、地域連絡会議で、体系化を策定するための素案を議論し、年代別の施策は今後検討していく。
- (15) 具体的施策ができないと体系が策定できない。
- (16) 国の体系化の軸を基本に策定していく。
- (17) 会長と事務局で内容を固めて、審議会に提出したい。
- (18) 商店街の空き店舗の活用は1～2日は可能。
- (19) 他の自治体で空き店舗を借りた場合、賃貸料は自治体が負担。
- (20) 地域活動に参加して子供たちを指導しているが、なかなか言うことを聞いてくれない。教師の指導力はすごい。
- (21) 年に1回～2回くらい、空き店舗で消費者講座等を開催したいが、協力者が見つからない。
- (22) 商店街のイベントで、出し物のひとつとして、消費者講座等を開催するのが現実的であり人も集まるのではないか。

【3】今後について

次回の地域連絡会議は、後日、日程調整して連絡する

以上